

第6回知床遊覧船事故を踏まえた遊漁船の安全設備の在り方に関する検討会 議事概要

日時：令和6年6月13日（木）10：00～12：15

場所：三田共用会議所 第4特別会議室

出席委員：工藤座長、一之瀬委員、伊藤委員、雲委員、庄司委員、根岸委員、
眞嶋委員、綿谷委員

【オンライン出席】鳥居座長代理、門田委員、河野委員、杉村委員、
高野委員、松尾委員、三村委員、吉田委員

【代理オンライン出席】岡村様（古明地委員代理）

1. 安全設備の搭載義務化の方向性（案）について（隔壁の水密化等）

○事務局より、資料1を用いて、隔壁の水密化等について説明した。

(1) 新たな対策（水密全通甲板及び水密隔壁（一区画可浸）の設置）

○委員より、水密全通甲板の基準について、以下のような質問があった。

- ・ハッチの配置に関する要件は、今後、基準化するということがよいか。
- ・遊漁船には客室に扉があることが多いが、この扉について追加の対策が必要か。

○なお、上記質問に対し、事務局より、ハッチの配置については現行の基準には記載がなく、今後措置する予定である旨、客室の扉を含む開口部の基準については現行の風雨密の基準から変更はない旨説明した。

(2) 新たな対策の代替措置（浸水警報装置及び排水設備の設置等）

○委員より、新たな対策の代替措置（以下「代替措置」という。）における区画の考え方について、以下のような質問があった。

- ・隔壁の穴の大きさに応じて連続する区画を1区画として扱うことは可能か。
- ・資料の図は船の断面を用いて説明されているが、縦方向の隔壁により区切られた区画はそれぞれ異なる区画として取り扱うのか。

○なお、上記質問に対し、事務局より、隔壁の穴の大きさによらず、船底外板、船側外板、上甲板、隔壁で囲まれた部分を区画として扱う旨、縦方向の隔壁により区切られた区画はそれぞれ異なる区画として取り扱う旨説明した。

○委員より、代替措置における隔壁の考え方について、以下のような意見があった。

- ・隔壁の水密化は難しい工事ではないため、隔壁には水密性を求めるべきではないか。
- ・運輸安全委員会による知床遊覧船事故の報告書では、隔壁に開いた穴から浸水が拡大したと分析されている。本義務化が知床遊覧船事故を踏まえた対応ということであれば、隔壁の穴は埋めるべきではないか。

- なお、上記意見に対し、事務局より、新たな対策として水密全通甲板および一区画可浸となるような水密隔壁の設置を求めており、代替措置は、あくまで当該対策を講じることが困難な船舶を対象とする旨説明した。
- 委員より、浸水警報装置又は排水設備の設置を要しない区画の判断について、以下のような質問があった。
 - ・浸水警報装置又は排水設備の設置を要しない区画に該当するか否かは検査機関が確認するのか。検査機関が確認し判断するための統一的な考え方が必要ではないか。
 - ・浸水した場合に船が沈没する可能性が低いことを証明する方法には、復原性の計算以外に実際に荷重をかける方法も認められるのか。
- なお、上記質問に対し、事務局より、設置を要しない区画の確認は、造船所等が証明した内容を踏まえ検査機関が実施する旨、証明する方法は必ずしも復原性計算に限らない旨説明した。
- 委員より、区画への浸水により船が沈没する可能性が低いことを確認するにあたり、建造した造船所が存在しない等により相談が困難な場合の対応方法を検討するべきとの意見があり、事務局より、船舶所有者が運輸局や JCI 等に相談できるよう体制確保を検討する旨説明した。
- 委員より、浸水警報装置及び排水設備の設置にかかる費用について支援が必要との意見があり、水産庁より、本検討会の結果を踏まえ、遊漁船事業者への支援の在り方について検討する旨説明した。
- 委員より、全没水しない基準について、要件への適合をメーカーに確認し、検査機関に対して証明することが可能であり、代替措置として有効に講じうるとの意見があった。
- 委員より、以下のような意見があり、波の打ち込みが想定されない場合でも、機関室への浸水警報装置及び排水設備の設置を代替措置に追加することに合意し、次回検討会までに、事務局にて合意事項を反映した資料を用意することとなった。
 - ・機関室に浸水した場合、排水設備の電源を確保できなくなる可能性などが考えられることから、機関室への浸水警報装置及び排水設備の設置を必須とすべき。
 - ・機関室に浸水警報装置及び排水設備を設置することとする場合には、現行規則に照らし、その目的を整理する必要がある。

(3) 議論の結果

- 隔壁の水密化等について、「遊漁船にも一般旅客船と同様に、限定沿海以遠を航行する船舶に対し、隔壁の水密化等の義務を適用すること。適用日については、別途検討すること。」に合意した上で、「新たな対策及び新たな対策の代替措置」については、資料に記載の内容に加え、「機関室への浸水警報装置及び排水設備の設置を代替措置に追加すること」で合意した。

2. その他

○次回検討会は、資料1の修正版（機関室への浸水警報装置及び排水設備の設置を代替措置に追加したもの）を確認し、その後、本検討会のとりまとめ案について議論することとなった。

以上